

都市づくりの方針-地域づくりの方針の役割分担表

| 第4章：都市づくりの方針 |         |         |      |                                                                                                                                  | 第7章：地域づくりの方針 |           |        |                                                                                                                                                                                            |                                                  |                             |           |        |                                                                                                                                  |                                                        |                             |           |        |                                                                                  |      |
|--------------|---------|---------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------|------|
|              |         |         |      |                                                                                                                                  | 北部地域         |           |        |                                                                                                                                                                                            |                                                  | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |           |        |                                                                                                                                  |                                                        | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |           |        |                                                                                  |      |
| 分野           | 大分類     | 中分類     | 方針番号 | 方針                                                                                                                               | 北部分野         | 北部分類      | 北部構想番号 | 北部方針                                                                                                                                                                                       | 北部備考                                             | 南部分野                        | 南部分類      | 南部構想番号 | 南部方針                                                                                                                             | 南部備考                                                   | 臨海分野                        | 臨海分類      | 臨海構想番号 | 臨海方針                                                                             | 臨海備考 |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ①低層住宅地  | 1-1  | ・低層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。                                                                              | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | 1-1    | ・低層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、地区計画等や開発許可制度の運用により、業者との協議等を通じて良好な住環境の維持・形成を図ります。                                                                                                          |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | 1-1    | ・低層住居専用地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、地区計画等や開発許可制度の運用により、業者との協議等を通じて良好な住環境の維持・形成を図ります。                                                |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ①低層住宅地  | 1-2  | ・低層住居専用地域指定区域を中心とした住居専用地域指定区域では、緑豊かで良好な住環境の形成に向けて、宅地内での緑化を促進するとともに、既設公園の適切な維持・管理、活用と農地等を生かした緑空間の充実などにより、住民が身近に緑に触れられる環境づくりを図ります。 | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | 1-2    | ・低層住居専用地域指定区域を中心とした住居専用地域指定区域では、宅地内緑化を推進するなど緑地空間を確保し、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の形成を図ります。                                                                                                          |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・低層住居専用地域指定区域を中心とした住居専用地域指定区域では、宅地内緑化を推進するなど緑地空間を確保し、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の形成を図ります。                                                |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
|              |         |         |      |                                                                                                                                  | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・住居専用地域指定区域では、既設公園の適切な維持・管理、活用と緑空間の充実などにより、住民が身近に緑に触れられる環境づくりを図ります。                                                                                                                        | 宅地内緑化は構想1-2で触れている。                               | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・住居専用地域指定区域では、既設公園の適切な維持・管理、活用と緑空間の充実などにより、住民が身近に緑に触れられる環境づくりを図ります。                                                              |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ②中高層住宅地 | 1-3  | ・中高層住居専用地域指定区域、住居地域指定区域では、用途地域と高度地区の運用を基本に、良好な住環境の維持・形成を図ります。                                                                    | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | 1-3    | ・JR土山駅周辺の住宅地では、生活利便施設の集積と容積率の高さを生かし、便利で快適な住環境の維持を図ります。                                                                                                                                     | 構想1-3-1に分割(土山駅北)                                 | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・山陽新幹線以南を中心に広がる住宅地では、道路ネットワークと容積率の高さを生かし、便利で快適な住環境の維持を図ります。                                                                      |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ②中高層住宅地 | 1-4  | ・住宅密集地では、生活道路整備やオープンスペースの確保など安全性の向上を図りつつ、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。                                                                     | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・住宅密集地では、地域との協働のもと、良好で魅力ある住宅地の形成を図ります。                                                                                                                                                     | 土山駅北を除く北部地域では野添、上野添一丁目、北野添一丁目・二丁目、野添城三丁目で密集度が高い。 | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | 1-3    | ・沿岸部に近い住宅密集地では、地域との協働のもと、生活道路の整備、オープンスペースや避難路の確保を図ることで安全性向上を促進し、良好で魅力ある住宅地の形成を図ります。                                              | 南部地域では宮西、南野添三丁目、北本荘一丁目・六丁目の密集度が高く、北本荘一丁目、古宮七丁目の危険度が高い。 |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ③一般住宅地  | 1-5  | ・鉄道駅周辺の良好な住環境を形成している地区は、その住環境の維持、充実を図ります。また、播磨町に住みたいと思う人の受け皿になるような魅力ある市街地の形成を図ります。                                               | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | 1-3-1  | ・JR土山駅北周辺地区における事業の推進等により、生活利便機能の充実を図り、播磨町に住みたいと思う人の受け皿、特にファミリー層をターゲットとした魅力あるまちづくりを図ります。                                                                                                    | 構想1-3から分割土山駅北事業追記                                | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | 1-2    | ・山陽電鉄播磨町駅周辺では、交通利便性の高さや行政機能等が集積している利点を生かし、生活利便機能の維持、充実や、良好な住環境の誘導を図ることで、播磨町に住みたいと思う人の受け皿、特に高齢者にとって魅力あるまちづくりを図ります。                |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (1) 住居系 | ③一般住宅地  | 1-6  | ・住居系地域指定区域については、幹線道路沿道等の利便性の高さを生かす等、後背の住宅地等における良好な住環境維持との両立が可能となるような、生活サービス機能の立地誘導を図ります。                                         | ①土地利用に関する方針  | ア、住居系土地利用 | ADD    | ・国道250号、県道土山新島線では、幹線道路沿道等の利便性の高さを生かす等、後背の住宅地等における良好な住環境維持との両立が可能となるような、生活サービス機能の立地誘導を図ります。                                                                                                 | 土山駅前線は、近隣商業地域の中のため触れず。                           | ①土地利用に関する方針                 | ア、住居系土地利用 | 1-4    | ・国道250号、県道明石高砂線、県道本荘平岡線、町道浜幹線沿道では、幹線道路沿道等の利便性の高さを生かす等、後背の住宅地等における良好な住環境維持との両立が可能となるような、生活サービス機能の立地誘導を図ります。                       |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (2) 商業系 | ①近隣商業地  | 1-7  | ・鉄道駅周辺の近隣商業地域指定区域では、駅利用者を含む住民の利便に寄与する生活利便機能の強化を図ります。                                                                             | ①土地利用に関する方針  | イ、商業系土地利用 | 1-4    | ・JR土山駅周辺の近隣商業地域指定区域では、駅利用者の利便性を高める商業・サービス機能強化を図ります。駅北側では、JR土山駅北周辺地区における事業の推進により、商業・サービス機能を含む駅利用者等に便利な生活利便機能の集積強化を促進するとともに駅前広場、公園広場等の整備を推進します。駅南側では、医療施設との相乗効果を得られるよう、商業・サービス機能の維持、充実を図ります。 | 土山駅北事業・土山駅周辺の拠点機能を追記                             | ①土地利用に関する方針                 | イ、商業系土地利用 | 1-5    | ・山陽電鉄播磨町駅周辺の近隣商業地域指定区域では、駅南側の行政、文化、交流等の公共公益施設の機能の維持・充実を図るとともに、総合福祉センターや福祉しあわせセンター周辺において福祉機能の維持、充実を図ります。                          | 播磨町駅周辺の拠点機能を追記                                         |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (2) 商業系 | ①近隣商業地  | 1-8  | ・近隣商業地域指定区域内の低未利用地については、近隣住環境に悪影響をもたらさないよう適切な維持管理を促すとともに、暮らしの利便増進、満足度の向上等につながるよう有効活用を促進します。                                      | ①土地利用に関する方針  | イ、商業系土地利用 | ADD    | ・近隣商業地域指定区域内に存在する低未利用地については、周辺の住環境に悪影響をもたらさないよう適切な維持管理を促すとともに、JR土山駅を核とした拠点の性格に応じて暮らしの満足度の向上につながる商業・サービス機能の立地誘導等による有効活用を促進します。                                                              |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | イ、商業系土地利用 | ADD    | ・近隣商業地域指定区域内に存在する低未利用地については、周辺の住環境に悪影響をもたらさないよう適切な維持管理を促すとともに、山陽電鉄播磨町駅を核とした拠点の性格に応じて暮らしの満足度の向上につながる商業・サービス機能の立地誘導等による有効活用を促進します。 |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (2) 商業系 | ②沿道商業地  | 1-9  | ・特に交通量の多い幹線道路沿いの準住居地域指定区域において、現在すでに沿道サービス施設等が立地している区域を中心に、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。                               | ①土地利用に関する方針  | X、沿道土地利用  | 1-5    | ・すでに沿道サービス施設等が立地している国道250号(明姫幹線)、土山新島線等の沿道の準住居地域指定区域については、周辺の住環境との調和に留意しながら沿道サービス機能の充実を図ります。                                                                                               |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | X、沿道土地利用  | 1-6    | ・すでに沿道サービス施設等が立地している国道250号(明姫幹線)、県道本荘平岡線の沿道を中心とした準住居地域指定区域については、周辺の住環境との調和に留意しながら、商業・サービス機能の維持・充実を促進します。                         |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (2) 商業系 | ②沿道商業地  | 1-10 | ・幹線道路の整備に伴い、商業・サービス施設等の立地ポテンシャルが向上している地域では、施設の立地に際しては周辺住宅地等との調和に配慮するよう働きかけます。                                                    |              |           |        | 浜幹線を意図した記述のため、北部では該当なし。                                                                                                                                                                    |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | X、沿道土地利用  | ADD    | ・浜幹線沿道については、商業・サービス施設等の立地ポテンシャルが向上していることから、施設の立地に際しては周辺住宅地等との調和に配慮するよう働きかけます。                                                    |                                                        |                             |           |        | 臨海では該当なし                                                                         |      |
| 1 土地利用に関する方針 | (3) 工業系 | ー       | 1-11 | ・新島、東新島などの工業地は、播磨町の雇用や税収に大きく影響する産業活力を維持・向上させる拠点であり、その産業機能を高めるため、港湾、周辺道路の整備、機能維持・強化を図るとともに、働きやすい環境づくりを図ります。                       | ①土地利用に関する方針  | X、工業系土地利用 | ADD    | ・住宅地内に立地する工場等については、敷地内緑化などによる周辺住宅地における住環境への十分な配慮を働きかけます。                                                                                                                                   | 既存不適格建物を念頭に                                      | ①土地利用に関する方針                 | ウ、工業系土地利用 | 1-7    | ・住宅地内に立地する工場等については、敷地内緑化などによる周辺住宅地における住環境への十分な配慮を働きかけます。                                                                         | 既存不適格建物を念頭に                                            | ①土地利用に関する方針                 | ア、工業系土地利用 | 1-1    | ・重要港湾 東播磨港の整備を図るほか、周辺の道路整備により輸送や通勤の利便性を高めます。また、公園等の施設の維持・管理により、働きやすい環境づくりを支援します。 |      |
|              |         |         |      |                                                                                                                                  |              |           |        |                                                                                                                                                                                            |                                                  | ①土地利用に関する方針                 | ウ、工業系土地利用 | ADD    | 工業地域に立地する工場等については、周辺住宅地における住環境への配慮を働きかけるとともに、播磨町の雇用や税収に大きく影響する産業活力を維持・向上させる拠点であるため、その産業機能を高めるため、周辺の道路整備により輸送や通勤の利便性向上を図ります。      | 田岡化学、ダイワボウ等を念頭に                                        |                             |           |        |                                                                                  |      |

| 第4章：都市づくりの方針 |                 |       |      |                                                                                                                                                                           | 第7章：地域づくりの方針 |               |        |                                                                                                                                                                       |                                                                      |                             |               |        |                                                                                                                     |                                                                      |                             |               |                     |                                                                                              |                                                                      |
|--------------|-----------------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|              |                 |       |      |                                                                                                                                                                           | 北部地域         |               |        |                                                                                                                                                                       |                                                                      | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |               |        |                                                                                                                     |                                                                      | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |               |                     |                                                                                              |                                                                      |
| 分野           | 大分類             | 中分類   | 方針番号 | 方針                                                                                                                                                                        | 北部分野         | 北部分類          | 北部構想番号 | 北部方針                                                                                                                                                                  | 北部備考                                                                 | 南部分野                        | 南部分類          | 南部構想番号 | 南部方針                                                                                                                | 南部備考                                                                 | 臨海分野                        | 臨海分類          | 臨海構想番号              | 臨海方針                                                                                         | 臨海備考                                                                 |
| 1 土地利用に関する方針 | (3) 工業系         | －     | 1-12 | ・臨港地区内においては、工業活力を支える港湾機能を維持・強化するため、東播磨港播磨地区の新島で「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例（兵庫県）」に基づき、適切な建築規制等を行います。                                                                         |              |               |        | 北部では該当なし                                                                                                                                                              |                                                                      |                             |               |        | 南部では該当なし                                                                                                            |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | ア、工業系土地利用     | 1-2                 | ・東播磨港 播磨地区の新島で臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例（兵庫県）に基づき、適切な建築規制等を行います。                               |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 | (3) 工業系         | －     | ADD  | ・工場の操業環境を改善し、町内工場の流出防止、新規工場の立地を誘導します。                                                                                                                                     |              |               |        | 北部では該当なし                                                                                                                                                              |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | ウ、工業系土地利用     | ADD    | ・緑地面積率の緩和、設備投資に対する税負担の緩和などを講じることで、町内工場の流出防止や既存企業の設備投資を促進するとともに地元産業の活性化を図ります。                                        |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | ア、工業系土地利用     | 1-3                 | ・緑地面積率の緩和、設備投資に対する税負担の緩和などを講じることで、町内工場の流出防止や既存企業の設備投資を促進するとともに新規立地を誘導し、地元産業の活性化を図ります。        |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 | (3) 工業系         | -     | ADD  | ・町内における新たな操業地の確保に向けた検討を行います。                                                                                                                                              |              |               |        | 北部では該当なし                                                                                                                                                              |                                                                      |                             |               |        | 南部では該当なし                                                                                                            |                                                                      |                             |               |                     | ・脱炭素、カーボンニュートラル等の環境改善に向けた取り組み、次世代エネルギー関連等の積極的な企業活動を推進するため、新たな操業地の確保に向けて、新島の拡張等を検討します。        |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 | (4) 市街化調整区域     | －     | 1-13 | ・町内東西の市町界に位置する市街化調整区域については、播磨臨海地域道路の計画や周辺の宅地化等各地域を取り巻く環境の変化を踏まえた土地利用を検討し、各地域にふさわしく周辺と調和した環境整備を図ります。                                                                       | ①土地利用に関する方針  | エ、その他の都市的土地利用 | 1-7    | ・北古田周辺地区の市街化調整区域においては、隣接する加古川市と調整・連携を図りながら地区の特性や近傍地で都市計画手続きが進められている播磨灘沿岸部を東西に結ぶ高規格道路である播磨臨海地域道路の波及効果を活かした土地利用を検討します。                                                  | 北古田周辺を想定                                                             |                             |               |        |                                                                                                                     |                                                                      |                             |               |                     | 臨海では該当なし                                                                                     |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 |                 |       |      |                                                                                                                                                                           | ①土地利用に関する方針  | エ、その他の都市的土地利用 | 1-8    | ・東野添・北野添地区の市街化調整区域については、交通利便性の高さから、周辺の宅地化が進んでおり、地区計画によるまちづくりを進めるなど地区の特性や明石市と調整・連携を図りながら、隣接する明石市側の土地利用動向等にも配慮した土地利用を検討します。                                             | 東野添周辺を想定                                                             | ①土地利用に関する方針                 | エ、その他の都市的土地利用 | ADD    | ・二子地区の市街化調整区域については、交通利便性の高さから、周辺の宅地化が進んでおり、地区計画によるまちづくりを進めるなど地区の特性や明石市と調整・連携を図りながら隣接する明石市側の土地利用動向等にも配慮した土地利用を検討します。 | 二子（新幹線以南）周辺を想定                                                       |                             |               |                     |                                                                                              |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 |                 |       |      |                                                                                                                                                                           | ①土地利用に関する方針  | エ、その他の都市的土地利用 | 1-10   | ・大中二見線沿道については、都市計画道路網の見直し、地域西側の市街化調整区域の土地利用とあわせて道路整備の必要性や実現性の再検討を行うとともに、その沿道においては、土地利用の方向性を踏まえた用途地域の見直しを検討します。                                                        |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | オ、その他の都市的土地利用 | 1-9    | ・道路整備の必要性や実現化の再検討が必要となっている本荘加古線、二見尾上線沿道については、都市計画道路網の見直しに合わせた用途地域の見直しを検討します。                                        |                                                                      |                             |               |                     |                                                                                              |                                                                      |
| 1 土地利用に関する方針 | (5) その他の都市的土地利用 | －     | 1-14 | ・緑豊かな播磨町を象徴するいこいの拠点としての役割を果たしている都市公園等については、今後もその環境や機能の維持・充実による魅力強化を図ります。                                                                                                  | ①土地利用に関する方針  | エ、その他の都市的土地利用 | ADD    | ・歴史的資源を有する大中遺跡公園とその近傍に位置する野添北公園、野添であい公園等は、緑豊かな播磨町を象徴するいこいの拠点としての役割を果たしており、今後もその環境や機能の維持・充実による魅力強化を図ります。                                                               |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | エ、その他の都市的土地利用 | ADD    | ・親水機能を有し、多様な活用が進みつつある石ヶ池公園等は、市街地の中でもうまいのある播磨町を象徴するいこいの拠点としての役割を果たしており、今後もその環境や機能の維持・充実による魅力強化を図ります。                 |                                                                      | ①土地利用に関する方針                 | イ、その他の都市的土地利用 | 1-4                 | ・浜田公園、望海公園等の沿岸部の公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点として環境や機能の維持・充実を図ります。                                     |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (1) 公共交通        | ①鉄道   | 2-1  | ・鉄道駅及びその周辺では、駅前広場や駐輪場・自由通路、エレベーター・エスカレーター等施設・設備の適切な維持・管理を行うとともに、駅舎施設の適正な維持・管理を事業者に働きかけ、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。また、駅周辺道路については、地元や関係機関と協議を図りながら、歩行者・自転車の安全性の向上や渋滞緩和に向けた検討を進めます。 | ②都市交通に関する方針  | ア、公共交通        | 2-1    | ・ＪＲ土山駅周辺において、駅前広場、駐輪場、自由通路、エレベーター・エスカレーター等の適切な維持・管理を行うとともに、駅舎の適正な維持・管理を事業者に働きかけ、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。また、土山駅へのアクセスについては、地元や関係機関と協議を図りながら歩行者・自転車の安全性の向上や渋滞緩和に向けた検討を進めます。 | 方針2-2の一部を包含                                                          | ②都市交通に関する方針                 | ア、公共交通        | 2-1    | ・山陽電鉄播磨町駅は、駅前広場や自由通路、エレベーター等の適切な維持・管理を図るほか、駅舎施設の適切な維持・管理を事業者に働きかけるなど利用環境の向上を図ります。                                   | 方針2-2の一部を包含                                                          |                             |               |                     |                                                                                              |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (1) 公共交通        | ②バス   | 2-3  | ・まちづくりに関する施策と連携し、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確保するため、町地域公共交通計画に基づく取組みを進めます。                                                                                                         | ②都市交通に関する方針  | ア、公共交通        | 2-2    | ・播磨町地域公共交通計画に沿って、関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討するとともに、交通空白地における対応策の検討を進めます。                                                                                                 |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | ア、公共交通        | 2-2    | ・播磨町地域公共交通計画に沿って、関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討するとともに、交通空白地における対応策の検討を進めます。                                               |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | ア、公共交通        | 2-1                 | ・播磨町地域公共交通計画に沿って、関係機関と調整しながらバス交通の維持・充実を検討するとともに、臨海地域に立地する企業等との連携による取組を検討します。                 |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (2) 道路          | ①幹線道路 | 2-4  | ・関係機関と調整を図りながら、安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。                                                                                                                               | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | 2-3    | ・国道2号、国道250号、県道本荘平岡線、県道別府平岡線、町道大中二見線などの幹線道路との調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。                                                                                     |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | 2-3    | ・国道250号、県道明石高砂線、県道本荘平岡線、町道浜幹線などの幹線道路との調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。                                          |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | 2-2                 | ・県道東播磨港線は、内陸部と新島を結ぶ重要な道路であり、関係機関と調整しながら関連する道路網の適切な維持・管理を図ります。                                | 分割                                                                   |
|              |                 |       |      |                                                                                                                                                                           | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | 2-4    | ・町道は、限られた財源の中でより大きな整備効果を得るため、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、効率的・効果的な事業促進を図ります。                                                                                   |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | 2-4    | ・町道は、限られた財源の中でより大きな整備効果を得るため、整備に当たっては費用対効果や安全性向上の観点等から優先順位を付け、効率的・効果的な事業促進を図ります。                                    |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD                 | ・町道は、限られた財源の中でより大きな整備効果を得るため、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、効率的・効果的な事業促進を図ります。          | 2-2から分割                                                              |
| 2 都市交通に関する方針 | (2) 道路          | ①幹線道路 | 2-5  | ・播磨灘沿岸部を東西に結ぶ高規格道路として計画されている播磨臨海地域道路については、都市計画手続きが進められていることから、整備により想定される波及効果を踏まえた周辺道路等の整備等の検討を進めます。                                                                       | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | ADD    | ・播磨灘沿岸部を東西に結ぶ高規格道路として計画されている播磨臨海地域道路については、都市計画手続きが進められていることから、整備により想定される波及効果を踏まえた周辺道路等の整備の検討を進めます。                                                                    |                                                                      |                             |               |        | アクセス道路等のため、南部では該当なし                                                                                                 |                                                                      |                             |               | アクセス道路等のため、臨海では該当なし |                                                                                              |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (2) 道路          | ①幹線道路 | 2-6  | ・未整備の都市計画道路については、播磨臨海地域道路の動向を踏まえつつ、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、整備計画の検証を行います。                                                                                      | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | ADD    | ・未整備の都市計画道路である本荘加古線、大中二見線については、北古田周辺地区での土地利用の検討状況や播磨臨海地域道路や近隣市の動向を踏まえつつ、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、整備計画の検証を行います。                                             |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD    | ・未整備の都市計画道路である二見尾上線については、播磨臨海地域道路の動向を踏まえつつ、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、整備計画の検証を行います。                        |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | 4-1                 | ・未整備の都市計画道路である二見尾上線については、播磨臨海地域道路の動向を踏まえつつ、整備に当たっては費用対効果や都市の安全性向上の観点等から優先順位を付け、整備計画の検証を行います。 | ④市街地整備に関する方針から移動                                                     |
| 2 都市交通に関する方針 | (2) 道路          | ①幹線道路 | 2-7  | ・整備済の幹線道路については、播磨町舗装長寿命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。                                                                                                                              | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | ADD    | ・整備済の幹線道路については、播磨町舗装長寿命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。                                                                                                                          |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD    | ・整備済の幹線道路については、播磨町舗装長寿命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。                                                                        |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD                 | ・整備済の幹線道路については、播磨町舗装長寿命化整備計画に基づいた維持・管理を図ります。                                                 |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (2) 道路          | ①幹線道路 | 2-8  | ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路整備を行い、交通利便性の向上を図ります。                                                                                                            | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | ADD    | ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路整備を行い、交通利便性の向上を図ります。                                                                                                        |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD    | ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路整備を行い、交通利便性の向上を図ります。                                                      |                                                                      | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD                 | ・周辺市町において道路整備が行われた場合、本町でも必要に応じてその影響に配慮した道路整備を行い、交通利便性の向上を図ります。                               |                                                                      |
| 2 都市交通に関する方針 | (3) 道路          | ①幹線道路 | ADD  | ・令和7年度に策定した播磨町自転車ネットワーク計画に基づき、安全で効果的な自転車通行空間の整備を図ります。                                                                                                                     | ②都市交通に関する方針  | イ、道路          | ADD    | ・令和7年度に策定した播磨町自転車ネットワーク計画に基づき、安全で効果的な自転車通行空間の整備を図ります。                                                                                                                 | 第4章 「3 都市環境および自然的環境に関する方針 (6) 歩行者・自転車ネットワーク方針」より、「自転車ネットワーク計画」部分を移動。 | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD    | ・令和7年度に策定した播磨町自転車ネットワーク計画に基づき、安全で効果的な自転車通行空間の整備を図ります。                                                               | 第4章 「3 都市環境および自然的環境に関する方針 (6) 歩行者・自転車ネットワーク方針」より、「自転車ネットワーク計画」部分を移動。 | ②都市交通に関する方針                 | イ、道路          | ADD                 | ・令和7年度に策定した播磨町自転車ネットワーク計画に基づき、安全で効果的な自転車通行空間の整備を図ります。                                        | 第4章 「3 都市環境および自然的環境に関する方針 (6) 歩行者・自転車ネットワーク方針」より、「自転車ネットワーク計画」部分を移動。 |

| 第4章：都市づくりの方針        |              |                   |      | 第7章：地域づくりの方針                                                                                                                                                        |                     |              |        |                                                                                                                                         |                             |                     |              |        |                                                                                                                                          |                             |                     |              |          |                                                                                                                                                |                     |
|---------------------|--------------|-------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|                     |              |                   |      | 北部地域                                                                                                                                                                |                     |              |        |                                                                                                                                         | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |                     |              |        |                                                                                                                                          | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |                     |              |          |                                                                                                                                                |                     |
| 分野                  | 大分類          | 中分類               | 方針番号 | 方針                                                                                                                                                                  | 北部分野                | 北部分類         | 北部構想番号 | 北部方針                                                                                                                                    | 北部備考                        | 南部分野                | 南部分類         | 南部構想番号 | 南部方針                                                                                                                                     | 南部備考                        | 臨海分野                | 臨海分類         | 臨海構想番号   | 臨海方針                                                                                                                                           | 臨海備考                |
| 2都市交通に関する方針         | (2) 道路       | ②生活道路             | 2-9  | ・生活道路では、関係機関と協力しつつ、日常生活において歩行者・自転車が安全・快適に利用できる環境づくりを図ります。                                                                                                           | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・生活道路については、幹線道路との調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。                                                                                   |                             | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・生活道路については、幹線道路との調整を図りながら安全かつ円滑な交通処理が行える道路網の形成を目指します。                                                                                    |                             |                     |              |          | 臨海では該当なし                                                                                                                                       |                     |
|                     |              |                   |      |                                                                                                                                                                     | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・生活道路については、主に地域住民が買い物や通学・通学などの日常生活で利用する道路であるため、関係機関と協力しつつ歩道の設置やカラー舗装化、道路照明、カーブミラー、道路標識、見守りカメラの設置など、通学路をはじめとする歩行者・自転車が多く利用する空間の安全確保を進めます |                             | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・生活道路については、主に地域住民が買い物や通学・通学などの日常生活で利用する道路であるため、関係機関と協力しつつ歩道の設置やカラー舗装化、道路照明、カーブミラー、道路標識、見守りカメラの設置など、通学路をはじめとする歩行者・自転車が多く利用する空間の安全確保を進めます。 |                             |                     |              |          | 臨海では該当なし                                                                                                                                       |                     |
| 2都市交通に関する方針         | (2) 道路       | ②生活道路             | ADD  | ・道路については、道路路盤性状調査を実施し、修繕計画の立案と実施に向けた維持・管理を図ります。                                                                                                                     | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・道路については、道路路盤性状調査を実施し、修繕計画の立案と実施に向けた維持・管理を図ります。                                                                                         | 5 都市防災方針<br>5-1を分割して移動      | ⑤都市防災に関する方針         | イ、道路         | ADD    | ・道路については、道路路盤性状調査を実施し、修繕計画の立案と実施に向けた維持・管理を図ります。                                                                                          | 5 都市防災方針<br>5-1を分割して移動      | ②都市交通に関する方針         | イ、道路         | ADD      | ・新島へのアクセス道路である播磨大橋の点検や適切な維持・管理を県へ働きかけます。                                                                                                       | 5 都市防災方針<br>5-1より移動 |
| 2都市交通に関する方針         | (3) 港湾・漁港    | －                 | 2-10 | ・東播磨港は、臨海工業地帯における重要な物流拠点として、物流面を中心とした港湾機能の維持・強化を図ります。<br>また、港湾地域全体の脱炭素化を目指すカーボンニュートラルポート形成の取組みを推進しつつ、地域の活力維持に寄与する重要な要素として良好な操業環境の保全を図ります。                           |                     |              |        | 北部では該当なし                                                                                                                                |                             |                     |              |        | 南部では該当なし                                                                                                                                 |                             | ②都市交通に関する方針         | ウ、港湾・漁港      | 2-3      | ・東播磨港は、臨海工業地帯における重要な物流拠点として、物流面を中心とした港湾機能の維持・強化を図ります。また、脱炭素化を目指すカーボンニュートラルポート形成の取組みを推進しつつ、地域の活力維持に寄与する重要な要素として良好な操業環境の保全を図ります。                 | カーボンニュートラルポートに係る追記  |
| 2都市交通に関する方針         | (3) 港湾・漁港    | －                 | 2-11 | ・漁港に関しては、播磨町漁業協同組合とともに適切な維持・管理修繕や更新に努めます。                                                                                                                           |                     |              |        | 北部では該当なし                                                                                                                                |                             |                     |              |        | 南部では該当なし                                                                                                                                 |                             | ②都市交通に関する方針         | ウ、港湾・漁港      | 2-4      | ・阿門漁港と古宮漁港は、漁業活力の維持等のため、播磨町漁業協同組合とともに適切な維持・管理を行います。                                                                                            |                     |
| 2都市交通に関する方針         | (4) 橋梁       |                   | 2-12 | ・橋梁については、播磨町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検や補修を行います。                                                                                                                          | ②都市交通に関する方針         | X、橋梁         | ADD    | ・橋梁については、播磨町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検や補修を行います。                                                                                              | 5 都市防災方針<br>5-1を分割して移動      | ②都市交通に関する方針         | X、橋梁         | ADD    | ・橋梁については、播磨町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検や補修を行います。                                                                                               | 5 都市防災方針<br>5-1を分割して移動      |                     |              |          | 臨海では該当なし                                                                                                                                       |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (1) 公園・緑地    | ①都市公園<br>(住区基幹公園) | 3-1  | ・播磨町を象徴するレクリエーション資源である公園等は、公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。                                                                                                | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-1    | ・県立考古博物館を有する大中連跡公園とその周辺は、播磨町を象徴するレクリエーション資源として、公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。                                                |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-1    | ・石ヶ池公園、秋ヶ池運動広場は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間であり、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理による長寿命化、利用促進を行います。                                          |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-1      | ・沿岸部の運動施設（総合体育館やうみえる広場）を有する浜田公園、産業拠点の新島中央部に位置し野球場を有する新島中央公園、バーベキューサイトを有する望海公園は、播磨町を象徴するレクリエーション資源として、公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。 | 各施設の位置及び特徴を踏まえて記載   |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (1) 公園・緑地    | ①都市公園<br>(住区基幹公園) | 3-2  | ・住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間である近隣公園等は、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。                                                                              | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-2    | ・野添北公園、野添であい公園は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間として、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。                                         |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・ため池と一体となった魅力的な空間を形成している石ヶ池公園、スポーツを楽しむ秋ヶ池運動広場は、住民が水と緑の豊かさを感じられる貴重な空間として、公共施設等総合管理計画および公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持・管理により長寿命化、利用促進を図ります。           |                             |                     |              |          |                                                                                                                                                |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (1) 公園・緑地    | ①都市公園<br>(住区基幹公園) | 3-3  | ・街区公園は、住民の身近な遊びや憩いの場であり、公園のより一層の活用促進など、周辺住民のニーズに対応した遊具の補填などを検討します。新たな公園の整備については、市街地の配置バランス等を考慮しつつ、住民との協働により必要性や位置・規模・内容等について検討します。                                  | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・街区公園は、住民の身近な遊びや憩いの場であり、公園のより一層の活用促進など、周辺住民のニーズに対応した遊具の補填などを検討します。新たな公園の整備については、市街地の配置バランス等を考慮しつつ、住民との協働により必要性や位置・規模・内容等について検討します。      |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・街区公園は、住民の身近な遊びや憩いの場であり、公園のより一層の活用促進など、周辺住民のニーズに対応した遊具の補填などを検討します。新たな公園の整備については、市街地の配置バランス等を考慮しつつ、住民との協働により必要性や位置・規模・内容等について検討します。       |                             |                     |              |          |                                                                                                                                                |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (1) 公園・緑地    | ②都市緑地             | 3-4  | ・JR土山駅と大中連跡公園を結ぶであいのみち、瀬戸内海を望む新島南緑地とはりまシーサイドームを有する古宮浜緑地、豊かな河川環境を形成する喜瀬川緑地、新島の新島中央幹線緑地は、播磨町の豊かな環境を住民等と感じさせ、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献する緑資源であり、経年変化等に対応した樹木の見直しや適切な維持・管理を行います。 | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-3    | ・であいのみちや喜瀬川沿いの遊歩道などは「水と緑の回遊軸」として位置づけられ、住民が散策や緑を楽しむ場となっています。緑豊かな播磨町を感じながら安全・快適に歩ける散策路として、引き続きその充実を図ると共に適切な維持管理を行います。                     |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・喜瀬川・水田川沿いの遊歩道などは「水と緑の回遊軸」として位置づけられ、住民が散策や緑を楽しむ場となっています。緑豊かな播磨町を感じながら安全・快適に歩ける散策路として、引き続きその充実を図ると共に適切な維持管理を行います。                         |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD      | ・新島南緑地、古宮浜緑地と新島中央幹線緑地の適切な維持・管理と利用促進を行います。                                                                                                      | 3-1から一部分割           |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (2) その他の都市施設 | ①上下水道             | 3-5  | ・上下水道は、安定供給のための施設の維持・管理とともに、病院や避難所などの重要施設の優先順位を考慮した耐震性強化など災害に強い施設づくりを図ります。                                                                                          | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-6    | ・上下水道施設は、安定供給のための適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進め、病院や避難所などの重要施設の優先順位を考慮した耐震性強化など災害に強い施設づくりを図ります。                                   |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-8    | ・上下水道施設は、安定供給のための適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進め、病院や避難所などの重要施設の優先順位を考慮した耐震性強化など災害に強い施設づくりを図ります。                                    |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-4      | ・上下水道施設は、安定供給のための適正な維持管理を行うとともに、老朽管路の更新・耐震化を計画的・効率的に進めます。                                                                                      |                     |
|                     |              |                   |      |                                                                                                                                                                     | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-7    | ・公共下水道（汚水）を計画的に整備し、水質改善による快適な生活環境を目指します。                                                                                                |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-9    | ・公共下水道（汚水）を計画的に整備し、水質改善による快適な生活環境を目指します。                                                                                                 |                             |                     |              | 臨海では該当なし |                                                                                                                                                |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (2) その他の都市施設 | ①上下水道             | 3-6  | ・下水道（汚水）は、市街化区域内の整備がほぼ終了しており、施設の維持・管理を計画的に行います。また、市街化調整区域についても事業認可区域に編入したことから、未整備区域の整備を行います。                                                                        | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 |        | 市街化調整区域における公共下水道（汚水）の整備は、土地利用の検討内容や進捗に配慮し、未整備区域の整備を行います。                                                                                | 市街化調整区域の土地利用検討を追記           | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・市街化調整区域における公共下水道（汚水）の整備は、土地利用の検討内容や進捗に配慮し、未整備区域の整備を行います。                                                                                | 市街化調整区域の土地利用検討を追記           |                     |              |          |                                                                                                                                                |                     |
|                     |              |                   |      |                                                                                                                                                                     | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 |        | 北部では該当なし                                                                                                                                |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 |        | 南部では該当なし                                                                                                                                 |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-3      | ・播磨町と加古川市・高砂市・稲美町の2市2町による広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」稼働に伴いスタートした可燃ごみ中継センターの安定的な稼働を図ります。                                                               |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (2) その他の都市施設 | ③人に優しい都市づくり       | 3-8  | ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図ります。                                                                                                              | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図ります。                                                                                  |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図ります。                                                                                   |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD      | ・播磨町バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図ります。                                                                                         |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (2) その他の都市施設 | ③人に優しい都市づくり       | 3-9  | ・道路、公園をはじめとする公共施設を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。                                                                                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | ADD    | ・道路、公園をはじめとする公共施設や多くの人が利用する公共建築物を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。                                                  |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-5    | ・道路、公園をはじめとする公共施設や多くの人が利用する公共建築物を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。                                                   |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-2      | ・道路、公園をはじめとする公共施設や多くの人が利用する公共建築物を中心に、誰もが安心して施設を利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備・改修を図ります。                                                         |                     |
| 3都市環境および自然的環境に関する方針 | (2) その他の都市施設 | ③人に優しい都市づくり       | 3-10 | ・安全・安心なまちづくりを進めるため、見守りカメラを設置します。また、地域との協議のもと、街灯等を設置します。                                                                                                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-4    | ・安全・安心なまちづくりを進めるため、見守りカメラを設置します。また、地域との協議のもと、街灯等を設置します。                                                                                 |                             | ③都市環境および自然的環境に関する方針 | ア、都市環境に関する方針 | 3-6    | ・安全・安心なまちづくりを進めるため、見守りカメラを設置します。また、地域との協議のもと、街灯等を設置します。                                                                                  |                             |                     |              |          | ・安全・安心なまちづくりを進めるため、見守りカメラを設置します。                                                                                                               | 臨海部にも見守りカメラ有        |

| 第4章：都市づくりの方針                |                           |      |      | 第7章：地域づくりの方針                                                                                                                                                                                                 |                                 |                           |            |                                                                                                                                                                          |                       |                                 |                           |            |                                                                                                                                                                                         |                       |                                 |                             |            |                                                                                                                    |      |  |
|-----------------------------|---------------------------|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|                             |                           |      |      | 北部地域                                                                                                                                                                                                         |                                 |                           |            |                                                                                                                                                                          |                       | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更)     |                           |            |                                                                                                                                                                                         |                       |                                 | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |            |                                                                                                                    |      |  |
| 分野                          | 大分類                       | 中分類  | 方針番号 | 方針                                                                                                                                                                                                           | 北部分野                            | 北部分類                      | 北部構<br>想番号 | 北部方針                                                                                                                                                                     | 北部備考                  | 南部分野                            | 南部分類                      | 南部構<br>想番号 | 南部方針                                                                                                                                                                                    | 南部備考                  | 臨海分野                            | 臨海分類                        | 臨海構<br>想番号 | 臨海方針                                                                                                               | 臨海備考 |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (2) その他の<br>都市施設          | ④その他 | 3-11 | ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の<br>向上や緑化を促進します。                                                                                                                                                                   | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | ADD        | ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の<br>向上や緑化を促進します。                                                                                                                               |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | ADD        | ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の<br>向上や緑化を促進します。                                                                                                                                              |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市環<br>境に関する<br>方針        | ADD        | ・建築物については、大規模建築物を中心に、環境性能の<br>向上を促進します。                                                                            |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (2) その他の<br>都市施設          | ④その他 | 3-12 | ・住宅地では、緑化推進事業により宅地内緑化を促進しま<br>す。                                                                                                                                                                             | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | 3-5        | ・住宅地では、緑化推進事業により宅地内緑化を促進しま<br>す。                                                                                                                                         |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | 3-7        | ・住宅地では、緑化推進事業により宅地内緑化を促進しま<br>す。                                                                                                                                                        |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (2) その他の<br>都市施設          | ④その他 | 3-13 | ・住民に憩いの場を提供し、また、関係機関の緑化活動を<br>活性化するためのコミュニティを形成する環境を整備し、<br>花木に関する知識の普及および緑に関する意識の向上を図<br>り、住民参加による花と緑のまちづくりを進めます。                                                                                           | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | ADD        | ・住民に憩いの場を提供し、また、関係機関の緑化活動を<br>活性化するためのコミュニティを形成する環境を整備し、<br>花木に関する知識の普及および緑に関する意識の向上を図<br>り、住民参加による花と緑のまちづくりを進めます。                                                       |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市<br>環境に関<br>する方針      | ADD        | ・住民に憩いの場を提供し、また、関係機関の緑化活動を<br>活性化するためのコミュニティを形成する環境を整備し、<br>花木に関する知識の普及および緑に関する意識の向上を図<br>り、住民参加による花と緑のまちづくりを進めます。                                                                      |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
|                             |                           |      |      |                                                                                                                                                                                                              | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・町中央部を南北に流れる嘉瀬川は、連続した住民の憩い<br>空間、生態系を育む場であるため、保全や環境整備、侵略<br>的外来生物対策の強化により、環境資源としての活用を図<br>ります。また、住民との協働により大規模公園、ため池、<br>海とともに良好な水辺環境の整備を進めます。さらに、関<br>係機関とともに水質の改善を図ります。 |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・町中央部を南北に流れる嘉瀬川と町西側を流れる水田川<br>は、連続した住民の憩い空間、生態系を育む場であるた<br>め、保全や環境整備、侵略的外来生物対策の強化により、<br>環境資源としての活用を図ります。また、住民との協働に<br>より大規模公園、ため池、海とともに良好な水辺環境の整<br>備を進めます。さらに、関係機関とともに水質の改善を図<br>ります。 |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (4) 農地およ<br>びため池          | ①農地  | 3-17 | ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな環境に重要な役割を<br>果たしており、地域を取り巻く環境の変化に伴う土地利用<br>の変化と営農環境の保全とが両立するよう、検討を進めま<br>す。                                                                                                                 | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-10       | ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな環境に重要な役割を<br>果たしており、土地利用の検討状況、農業の担い手の現状<br>や今後の見通しを踏まえ、持続的な営農環境の保全との両<br>立に向けた検討を進めます。                                                                  | 市街化調整区域の土<br>地利用検討を追記 | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-10       | ・市街化調整区域の農地は、緑豊かな環境に重要な役割を<br>果たしており、土地利用の検討状況、農業の担い手の現状<br>や今後の見通しを踏まえ、持続的な営農環境の保全との両<br>立に向けた検討を進めます。                                                                                 | 市街化調整区域の土地<br>利用検討を追記 |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (4) 農地およ<br>びため池          | ①農地  | 3-19 | ・遊休農地等については「農地バンク」の活用を促進しま<br>す。                                                                                                                                                                             | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-12       | ・遊休農地等については「農地バンク」の活用を促進しま<br>す。                                                                                                                                         |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-11       | ・遊休農地等については「農地バンク」の活用を促進しま<br>す。                                                                                                                                                        |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (4) 農地およ<br>びため池          | ②ため池 | 3-20 | ・町内に残るため池は、農地と一体になっているのどかな景観<br>を形成しているとともに、単独でも自然環境やオープンス<br>ペースを形成する機能を有しています。そのため、ため池<br>を生態系を育む場として保全するほか、住民等が安全に水<br>に親しめる憩いの場として、住民との協働により、整備・<br>活用することを検討します。受益農地が無いため池につい<br>ては、廃止も含めて今後のあり方を検討します。 | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-8        | ・地域内のため池は、生態系を育む場として保全するほか<br>、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として関係者と<br>ともに利活用を検討します。<br>・受益農地が無い又は地域財産としての活用が難しいため<br>池については、廃止も含めて今後のあり方を検討します。                                     |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | 3-10       | ・地域内のため池は、生態系を育む場として保全するほか<br>、住民等が安全に水に親しめる憩いの場として整備・活<br>用を検討します。<br>・受益農地が無い又は地域財産としての活用が難しいため<br>池については、廃止も含めて今後のあり方を検討します。                                                         |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (4) 農地およ<br>びため池          | ②ため池 | 3-21 | ・いなみ野ため池ミュージアムの構想のもと、ため池コ<br>ミュニティ事業の支援を行うなど、住民との協働により、<br>地域財産としてため池の活用を検討します。                                                                                                                              | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・いなみ野ため池ミュージアムの構想のもと、ため池コ<br>ミュニティ事業の支援を行うなど、住民との協働により、<br>地域財産としてため池の活用を検討します。                                                                                          |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・いなみ野ため池ミュージアムの構想のもと、ため池コ<br>ミュニティ事業の支援を行うなど、住民との協働により、<br>地域財産としてため池の活用を検討します。                                                                                                         |                       |                                 |                             |            | 臨海では該当なし                                                                                                           |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (5) 海岸                    | －    | 3-22 | ・沿岸部については、身近な海辺空間としての魅力を感じ<br>られる環境づくりを目指します。                                                                                                                                                                |                                 |                           |            | 北部では該当なし                                                                                                                                                                 |                       |                                 |                           |            | 南部では該当なし                                                                                                                                                                                |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | ア、都市環<br>境に関する<br>方針        | ADD        | ・古宮漁港や阿閉漁港は、身近な海辺空間としての魅力<br>を感じられる環境づくりを目指します。なかでも阿閉漁港、<br>あえのはま広場、播磨フィッシャリーナの適切な維持・管<br>理を行い、レクリエーション面での活用を図ります。 |      |  |
| 3都市環境および<br>自然的環境に関する<br>方針 | (6) 歩行者・<br>自転車ネット<br>ワーク | －    | 3-23 | ・コンパクトで水と緑豊かな播磨町の特性を生かし、園・<br>緑地等の資源を生かした「水と緑の回遊軸」において、歩<br>行者系 道路や休憩スペースの整備などにより、住民が自然<br>の豊かさを感じられ、気温の緩和も図られる回遊路づく<br>りを検討します。                                                                             | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・嘉瀬川沿い遊歩道やであいのみを有効活用し、播磨町<br>の豊かな自然・歴史を楽しむルートづくりを図るほか、<br>歩行者・自転車などが安全・快適に通行できるよう、環境<br>の改善を図ります。                                                                        |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・水田川は、宮西橋から水田橋まで整備された遊歩道・植<br>栽等を適切に維持・管理するほか、住民が楽しめる川沿い<br>の回遊路を拡大するため、上流での広域河川改修事業の進<br>捗に合わせて、関係機関との調整により道路整備を検討し<br>ます。                                                             |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然的環<br>境に関する<br>方針       | 3-5        | ・レクリエーション施設やスポーツ施設が集積している海<br>岸沿いを有効活用し、播磨町の豊かな自然を楽しむルー<br>トづくりを図るほか、歩行者・自転車などが安全・快適に<br>通行できるよう、環境の改善を図ります。       |      |  |
|                             |                           |      |      |                                                                                                                                                                                                              | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・町中央部を南北に流れる嘉瀬川は、連続した住民の憩い<br>空間、生態系を育む場であるため、保全や環境整備、侵略<br>的外来生物対策の強化により、環境資源としての活用を図<br>ります。また、住民との協働により大規模公園、ため池、<br>海とともに良好な水辺環境の整備を進めます。さらに、関<br>係機関とともに水質の改善を図ります。 |                       | ③都市環境お<br>よび自然的環<br>境に関する方<br>針 | イ、自然<br>的環境に<br>関する方<br>針 | ADD        | ・町中央部を南北に流れる嘉瀬川と町西側を流れる水田川<br>は、連続した住民の憩い空間、生態系を育む場であるた<br>め、保全や環境整備、侵略的外来生物対策の強化により、<br>環境資源としての活用を図ります。また、住民との協働に<br>より大規模公園、ため池、海とともに良好な水辺環境の整<br>備を進めます。さらに、関係機関とともに水質の改善を図<br>ります。 |                       |                                 |                             |            |                                                                                                                    |      |  |

| 第４章：都市づくりの方針 |                |     |      | 第７章：地域づくりの方針                                                                                                |              |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                             |              |      |            |                                                                                                                                   |  |                             |      |      |                                       |      |          |      |
|--------------|----------------|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------|--------------|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------|------|------|---------------------------------------|------|----------|------|
|              |                |     |      | 北部地域                                                                                                        |              |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |              |      |            |                                                                                                                                   |  | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |      |      |                                       |      |          |      |
|              |                |     |      |                                                                                                             |              |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 南部分野                        |              | 南部分類 | 南部構<br>想番号 | 南部方針                                                                                                                              |  | 南部備考                        | 臨海分野 | 臨海分類 | 臨海構<br>想番号                            | 臨海方針 |          | 臨海備考 |
| 分野           | 大分類            | 中分類 | 方針番号 | 方針                                                                                                          | 北部分野         | 北部分類 | 北部構<br>想番号 | 北部方針                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | 北部備考                        | 南部分野         | 南部分類 | 南部構<br>想番号 | 南部方針                                                                                                                              |  | 南部備考                        | 臨海分野 | 臨海分類 | 臨海構<br>想番号                            | 臨海方針 |          | 臨海備考 |
| 4市街地整備に関する方針 | (１) 鉄道駅周辺の拠点整備 | －   | 4-1  | ・鉄道駅周辺では、地域と行政の協働を基本に、地区の特性や住民・駅利用者のニーズに対応した生活利便機能の充実を図るとともに、既に集積している公共公益施設とあわせて町の玄関口にふさわしい整備と利用環境の向上を図ります。 | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-1        | ・ＪＲ土山駅周辺において、駅南側に立地する医療施設を生かし、駅北側のまちづくりの進展も踏まえ、地域特性を生かした播磨町の北の玄関口にふさわしい整備を図ります。<br><br>なかでも駅北側では、地域と行政との協働のもと近隣市町とも連携・協力しつつ、また、官民連携（PPP）にも取り組みながら、駅周辺のポテンシャルを発揮し、にぎわいの拠点としての機能が向上するよう、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による土地の有効・高度利用を促進するとともに、道路、上下水道、駅前広場、公園等の都市基盤施設の整備や生活利便施設の充実、にぎわいの創出、良好な住環境の形成を図ります。 |  | 土山駅北事業を追記                   | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-1        | ・山陽電鉄播磨町駅周辺において、行政・文化施設等が集積している立地を生かしながら利用環境の向上を図り、くらしの利便性を高めるとともに、多様な交流が生まれる拠点として地区の特性や住民のニーズに対応した都市機能の誘導を図り、町の玄関口にふさわしい整備を図ります。 |  | 播磨町駅周辺の都市機能誘導を追記            |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
|              |                |     |      |                                                                                                             |              |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                             |              |      |            |                                                                                                                                   |  |                             |      |      |                                       |      |          |      |
| 4市街地整備に関する方針 | (２) 住宅密集地の再生整備 | －   | 4-3  | ・建物が密集した住宅地等では、地域の安全性向上に向けた市街地の再生を図る取組みを進めます。                                                               | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・住宅密集地では、地域の自主的なまちづくりを促進し、地域と行政との協働のもと、住宅の耐震化や空き家対策の推進、建替えを促進する仕組みの導入などにより安全性の向上を目指し、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。                                                                                                                                                                                    |  | 土地利用に関する住宅密集地との重複を避けた記載とする。 | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-2        | ・沿岸部に近い住宅密集地では、地域の自主的なまちづくりを促進し、地域と行政との協働のもと、住宅の耐震化や空き家対策の推進、建替えを促進する仕組みの導入などにより安全性の向上を目指し、良好で魅力ある住宅地づくりを図ります。                    |  | 土地利用に関する住宅密集地との重複を避けた記載とする。 |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
|              |                |     |      |                                                                                                             |              |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                             |              |      |            |                                                                                                                                   |  |                             |      |      |                                       |      |          |      |
| 4市街地整備に関する方針 | (３) 良好な市街地の形成  | －   | 4-4  | ・住民や事業者の自発的なまちづくりの取組を支援します。                                                                                 | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-3        | ・大中東地区では、地区計画を活用し良好な住環境の形成を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-4        | ・古宮第1地区では、引き続き地区計画を活用し良好な住宅地の形成を図ります。                                                                                             |  |                             |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
|              |                |     |      |                                                                                                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-2        | ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | 4-3        | ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。                                                                                             |  | ④市街地整備に関する方針                | －    | ADD  | ・開発許可制度等の運用により、民間活力による良好な市街地形成を目指します。 |      |          |      |
| 4市街地整備に関する方針 | (３) 良好な市街地の形成  | －   | 4-6  | ・転入希望者等の受け皿となる良好な住環境づくりを進めます。                                                                               | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・転入希望者等の受け皿となる良好な住環境づくりを進めます。                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・転入希望者等の受け皿となる良好な住環境づくりを進めます。                                                                                                     |  |                             |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
| 4市街地整備に関する方針 | (３) 良好な市街地の形成  |     | ADD  | 住宅リフォーム制度の活用による既存のストックの活用促進を図ります。                                                                           | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | 住宅リフォーム制度の活用による既存のストックの活用促進を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | 住宅リフォーム制度の活用による既存のストックの活用促進を図ります。                                                                                                 |  |                             |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
| 4市街地整備に関する方針 | (３) 良好な市街地の形成  | －   | 4-7  | ・空家等対策計画に基づき空家等の流通と活用の促進を図るとともに、適切な管理が行われていない空き家に対しては、状況に応じて所有者へ適正管理を依頼します。                                 | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・適切な管理が行われていない空き家に対しては、空家等対策計画に基づき状況に応じて所有者へ適正管理を依頼し、居住環境の改善を図ります。                                                                                                                                                                                                                          |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・適切な管理が行われていない空き家に対しては、空家等対策計画に基づき状況に応じて所有者へ適正管理を依頼し、居住環境の改善を図ります。                                                                |  |                             |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |
|              |                |     |      |                                                                                                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・空家等バンク制度や空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例を利用して、空き家等の活用の促進を図ります。                                                                                                                                                                                                                           |  |                             | ④市街地整備に関する方針 | －    | ADD        | ・空家等バンク制度や空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例を利用して、空き家等の活用の促進を図ります。                                                                 |  |                             |      |      |                                       |      | 臨海では該当なし |      |

| 第4章：都市づくりの方針 |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                | 第7章：地域づくりの方針 |      |            |                                                                                                                                  |      |                             |      |            |                                                                                                                                  |      |                             |      |            |                                                                                                                                  |      |
|--------------|----------------------------|-------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|              |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                | 北部地域         |      |            |                                                                                                                                  |      | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |      |            |                                                                                                                                  |      | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |      |            |                                                                                                                                  |      |
| 分野           | 大分類                        | 中分類                     | 方針番号 | 方針                                                                                                                                                                                                             | 北部分野         | 北部分類 | 北部構<br>想番号 | 北部方針                                                                                                                             | 北部備考 | 南部分野                        | 南部分類 | 南部構<br>想番号 | 南部方針                                                                                                                             | 南部備考 | 臨海分野                        | 臨海分類 | 臨海構<br>想番号 | 臨海方針                                                                                                                             | 臨海備考 |
| 5 都市防災に関する方針 | (1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成 | ①防災ネットワーク・<br>地域防災拠点の整備 | 5-1  | ・災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点の整備、機能の充実及び住民への周知を図るとともに、防災拠点と医療機関を結ぶ緊急輸送道路および緊急交通路防災拠点、医療機関などを結ぶ輸送路の確保に努めます。<br><br>現在整備済のネットワーク及び地域防災拠点は以下のとおりです。<br>(以下は現行都市マスP46の種別及び路線名等をベースに記載)<br>①防災ネットワーク<br>②地域防災拠点 | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・整備済みの緊急輸送道路および緊急交通路は、関係機関等との協議の上、当該道路から防災拠点、加古川医療センター等の医療機関などを結ぶ輸送路の確保に努めます。                                                    |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・整備済みの緊急輸送道路および緊急交通路は、関係機関等との協議の上、当該道路から防災拠点、加古川医療センター等の医療機関などを結ぶ輸送路の確保に努めます。                                                    |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・整備済みの緊急輸送道路および緊急交通路は、関係機関等との協議の上、当該道路から防災拠点、加古川医療センター等の医療機関などを結ぶ輸送路の確保に努めます。                                                    |      |
|              |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・整備済みの災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点は、防災拠点としての機能の充実と住民への周知を進めます。                                                               |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・整備済みの災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点は、防災拠点としての機能の充実と住民への周知を進めます。                                                               |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・整備済みの災害時に地域の復旧・復興の拠点や物資の中継基地となる地域防災拠点は、防災拠点としての機能の充実と住民への周知を進めます。                                                               |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成 | ②避難対策の充実                | 5-4  | ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時の周知に活用します。                                                                                                                                                           | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時の周知に活用します。                                                                             |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時の周知に活用します。                                                                             |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・避難所、緊急避難場所等に誰でもわかりやすい表記の案内板を設置し、緊急時の誘導や平時の周知に活用します。                                                                             |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成 | ②避難対策の充実                | 5-3  | ・総合防災マップ等を活用し、災害ごとの被害想定および避難所、緊急避難場所等の避難先について住民への周知を図ります。                                                                                                                                                      | ⑤都市防災に関する方針  | －    | 5-3        | ・総合防災マップ等を活用し、災害ごとの被害想定および避難所、緊急避難場所等の避難先について住民への周知を図ります。                                                                        |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | 5-4        | ・総合防災マップ等を活用し、災害ごとの被害想定および避難所、緊急避難場所等の避難先について住民への周知を図ります。                                                                        |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成 | ②避難対策の充実                | 5-5  | ・平時から、災害時における意識を高めるため、避難のタイミング・避難先・避難ルート等について、家庭内で確認しておくよう周知を図るとともに、地域全体でも共有し、また、このような取組が積極的に行われるような施策や啓発活動を推進します。                                                                                             | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・平時から、災害時における意識を高めるため、避難のタイミング・避難先・避難ルート等について、家庭内で確認しておくよう周知を図るとともに、地域全体でも共有し、また、このような取組が積極的に行われるような施策や啓発活動を推進します。               |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・平時から、災害時における意識を高めるため、避難のタイミング・避難先・避難ルート等について、家庭内で確認しておくよう周知を図るとともに、地域全体でも共有し、また、このような取組が積極的に行われるような施策や啓発活動を推進します。               |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | 5-4        | ・平成27年に策定した「新島における防災対策に係る基本方針」の見直しを行い、緊急避難方法等のより具体的な方法について、今後も新島連絡協議会と協議を進めます。                                                   |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (1) 防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成 | ②避難対策の充実                | 5-6  | ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。また、感染症リスクについて考慮した、避難所訓練も検討します。                                                                                                                                   | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。また、感染症リスクについて考慮した、避難所訓練も検討します。                                                     |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。また、感染症リスクについて考慮した、避難所訓練も検討します。                                                     |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・感染症対策に基づき、災害時における感染リスク抑制と避難を両立させる避難所の運営を進めます。また、感染症リスクについて考慮した、避難所訓練も検討します。                                                     |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (2) 耐震化・不燃化対策              | －                       | 5-7  | ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設・学校施設については長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。                                                                                                                                                     | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・公共施設・学校施設については計画的に改修を実施するなど長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。                                                                          |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・公共施設・学校施設については計画的に改修を実施するなど長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。                                                                          |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・公共施設については計画的に改修を実施するなど長寿命化を実施し、引き続き施設の安全性向上を進めます。                                                                               |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (2) 耐震化・不燃化対策              | －                       | 5-9  | ・上下水道については、基幹管路の更新を重点強化し実施するとともに、老朽管の更新を計画的に実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。                                                                                                                                 | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・上下水道については、基幹管路の更新を重点強化し実施するとともに、老朽管の更新を計画的に実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。                                                   |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・上下水道については、基幹管路の更新を重点強化し実施するとともに、老朽管の更新を計画的に実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。                                                   |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・上下水道については、基幹管路の更新を重点強化し実施するとともに、老朽管の更新を計画的に実施します。また、重要施設への管路について優先的な耐震化を進めます。                                                   |      |
|              |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・下水道（汚水）については、老朽管の点検を進め、計画的な更新を実施します。また、下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化、減災対策を図ります。                                                     |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・下水道（汚水）については、老朽管の点検を進め、計画的な更新を実施します。また、下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化、減災対策を図ります。                                                     |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (2) 耐震化・不燃化対策              | －                       | 5-8  | ・耐震改修工事費の補助等により民間建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。特に住宅密集地では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基本に、地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。                                                                               | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・耐震改修工事費の補助等により民間建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。特に住宅密集地では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基本に、地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。 |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・耐震改修工事費の補助等により民間建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。特に住宅密集地では、安全性を高めるため、地域の自主的なまちづくりへの支援を基本に、地域環境の改善に役立つ生活道路やオープンスペース、緑地の整備等を検討します。 |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (3) 治水安全性等の強化              | －                       | 5-10 | ・河川施設の適切な改修、維持・管理により河川の安全性向上を図ります。                                                                                                                                                                             | ⑤都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・喜瀬川の適切な維持・管理により河川の安全性向上を図ります。                                                                                                   |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・水田川（未改修区間）の早期改修を促進するとともに、喜瀬川・水田川（改修済み区間）の適切な維持・管理により河川の安全性向上を図ります。                                                              |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (3) 治水安全性等の強化              | －                       | 5-11 | ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。                                                                                                                                                                          | ⑤都市防災に関する方針  | －    | 5-2        | ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。                                                                                            |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | 5-3        | ・ため池を適正に維持・管理するために必要な情報をため池管理者に提供します。                                                                                            |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (3) 治水安全性等の強化              | －                       | 5-12 | ・雨水幹線の整備を進めるとともに、雨水ポンプ場の整備、適切な維持・管理を行います。                                                                                                                                                                      | ⑤都市防災に関する方針  | －    | 5-4        | ・浸水の危険性が高い区域は、関係者との連携を図り、雨水幹線の整備を順次行い、治水対策を進めます。                                                                                 |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | 5-5        | ・本荘雨水ポンプ場は、令和2年度に長寿命化工事が完了しており、引き続き適切な維持・管理を行い、令和7年度に完成した浜田雨水ポンプ場についても適切な維持管理を行います。                                              |      |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                         |      |
|              |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                |              |      |            |                                                                                                                                  |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・浸水の危険性が高い区域は、関係者との連携を図り、雨水幹線の整備を順次行い、治水対策を進めます。                                                                                 |      |                             |      |            |                                                                                                                                  |      |
|              |                            |                         |      |                                                                                                                                                                                                                |              |      |            |                                                                                                                                  |      |                             |      |            |                                                                                                                                  |      |                             |      |            |                                                                                                                                  |      |
| 5 都市防災に関する方針 | (3) 治水安全性等の強化              | －                       | 5-13 | ・津波や高潮対策として、防潮堤、堤防、水門等の海岸施設の維持・管理を行います。なお、新島・東新島に位置する工業地では、事業者等と協議を行いながら、海岸災害対策を進めます。                                                                                                                          |              |      |            | 北部では該当なし                                                                                                                         |      |                             |      |            | 南部では該当なし                                                                                                                         |      | ⑤都市防災に関する方針                 | －    | 5-2        | ・沿岸部における津波や高潮対策として、防潮堤、堤防、水門等の海岸施設の維持・管理を図ります。また、今後の対策については関係機関と連携し検討します。なお、新島・東新島に位置する工業地では、事業者等からの要望を踏まえ、海岸災害対策を関係機関とともに検討します。 |      |

| 第4章：都市づくりの方針 |                         |     |      |                                                                                                                   | 第7章：地域づくりの方針 |      |            |                                                                                                                                                        |             |                             |      |            |                                                                                                                                                        |             |                             |      |            |                                                                                                                                           |                           |
|--------------|-------------------------|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|              |                         |     |      |                                                                                                                   | 北部地域         |      |            |                                                                                                                                                        |             | 南部地域<br>(現行都市マス：中部地域より名称変更) |      |            |                                                                                                                                                        |             | 臨海地域<br>(現行都市マス：南部地域より名称変更) |      |            |                                                                                                                                           |                           |
| 分野           | 大分類                     | 中分類 | 方針番号 | 方針                                                                                                                | 北部分野         | 北部分類 | 北部構<br>想番号 | 北部方針                                                                                                                                                   | 北部備考        | 南部分野                        | 南部分類 | 南部構<br>想番号 | 南部方針                                                                                                                                                   | 南部備考        | 臨海分野                        | 臨海分類 | 臨海構<br>想番号 | 臨海方針                                                                                                                                      | 臨海備考                      |
| 5 都市防災に関する方針 | (4) 住民との協働による防災まちづくりの推進 | －   | 5-16 | ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や町総合防災訓練の実施により、防災意識の向上、自主防災組織の活性化等を進めます。                                                      | ⑨都市防災に関する方針  | －    | 5-3        | ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や町総合防災訓練の実施により、防災意識の向上、自主防災組織の活性化等を進めます。                                                                                           |             | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | 5-3        | ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や町総合防災訓練の実施により、防災意識の向上、自主防災組織の活性化等を進めます。                                                                                           |             | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | 5-3        | ・総合防災マップを活用した防災意識の啓発や向上、各事業者による取組みの活性化等を進めます。                                                                                             |                           |
|              |                         |     |      |                                                                                                                   | ⑨都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・浸水の危険性が高い区域は、人的被害の発生を防ぐため、早期避難の必要性を周知するとともに、総合防災マップを活用した「わが家の避難マップ」や「マイ避難カード」の作成やこれらを活用した避難訓練を実施します。また、非常持ち出し品や備蓄品の準備等、避難生活が長期時間にわたる可能性も踏まえた準備を促進します。 | 防災指針を踏まえた追加 | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・浸水の危険性が高い区域は、人的被害の発生を防ぐため、早期避難の必要性を周知するとともに、総合防災マップを活用した「わが家の避難マップ」や「マイ避難カード」の作成やこれらを活用した避難訓練を実施します。また、非常持ち出し品や備蓄品の準備等、避難生活が長期時間にわたる可能性も踏まえた準備を促進します。 | 防災指針を踏まえた追加 |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 5 都市防災に関する方針 | (4) 住民との協働による防災まちづくりの推進 | －   | 5-15 | ・自主防災組織育成事業を活用しつつ、播磨町、住民、ボランティア、事業者等の役割分担を明確化し、研修会等を通して災害時に迅速に対応できる体制づくりを行うとともに、各主体間で防災備蓄品を相互提供するなどの協力体制の強化を図ります。 | ⑨都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・自主防災組織育成事業を活用しつつ、播磨町、住民、ボランティア、事業者等の役割分担を明確化し、研修会等を通して災害時に迅速に対応できる体制づくりを行うとともに、各主体間で防災備蓄品を相互提供するなどの協力体制の強化を図ります。                                      |             | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・自主防災組織育成事業を活用しつつ、播磨町、住民、ボランティア、事業者等の役割分担を明確化し、研修会等を通して災害時に迅速に対応できる体制づくりを行うとともに、各主体間で防災備蓄品を相互提供するなどの協力体制の強化を図ります。                                      |             |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 5 都市防災に関する方針 | (5) 事前復興準備の検討           | －   | 5-17 | ・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくとともに、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。                                            | ⑨都市防災に関する方針  | －    | ADD        | ・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくとともに、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。                                                                                 |             | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくとともに、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。                                                                                 |             | ⑨都市防災に関する方針                 | －    | ADD        | ・被災後の早期復興の実現に向けた復興計画の策定手順についてあらかじめ定めておくとともに、復興における将来目標像と実施方針を事前に検討します。また、商工会等関係機関・団体等と連携し、事業所BCPの策定を推進することにより、緊急時でも中核となる事業の継続と、早期復旧を図ります。 | 防災指針を踏まえた追記<br>（「また、～以降」） |
| 6 景観形成に関する方針 | (1) 歴史・文化を感じられる景観       | －   | 6-1  | ・播磨町のシンボルである大中連跡周辺では、歴史の趣を感じられる景観の維持・充実を図ります。                                                                     | ⑥景観形成に関する方針  | －    | 6-1        | ・播磨町のシンボルである大中連跡と県立考古博物館の周辺では、歴史の趣を感じられる景観の維持・充実を図ります。                                                                                                 | 方針と入替       |                             |      |            | 南部では該当なし                                                                                                                                               |             |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (1) 歴史・文化を感じられる景観       | －   | 6-2  | ・神社・寺院等の歴史的景観の保全を促進します。                                                                                           | ⑥景観形成に関する方針  | －    | ADD        | ・神社・寺院等の歴史的景観の保全を促進します。                                                                                                                                |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | ADD        | ・神社・寺院等の歴史的景観の保全を促進します。                                                                                                                                |             |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (2) 活力とうるおいあるまちなか景観     | －   | 6-3  | ・鉄道駅周辺では、播磨町の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。                                                                                 | ⑥景観形成に関する方針  | －    | 6-2        | ・ＪＲ土山駅周辺では、播磨町の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。                                                                                                                    |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-1        | ・山陽電鉄播磨町駅周辺では、播磨町の玄関口にふさわしい景観づくりを図ります。                                                                                                                 |             |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (2) 活力とうるおいあるまちなか景観     | －   | 6-4  | ・住宅地では宅地内緑化を促進し、ゆとりやうるおいを感じる景観づくりを図ります。                                                                           | ⑥景観形成に関する方針  | －    | ADD        | ・住宅市街地では、宅地内緑化を促進し、ゆとりを感じる住宅地景観づくりを図ります。                                                                                                               |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-2        | ・住宅市街地では、宅地内緑化を促進し、ゆとりを感じる住宅地景観づくりを図ります。                                                                                                               |             |                             |      |            | 臨海では該当なし                                                                                                                                  |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (2) 活力とうるおいあるまちなか景観     | －   | 6-5  | ・幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の整備等により、良好な景観の形成を図ります。                                                                       | ⑥景観形成に関する方針  | －    | 6-3        | ・土山新島線では、屋外広告物の規制や植栽の整備・維持、沿道景観の誘導等により、シンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を図ります。                                                                                   |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-4        | ・県道本荘平岡線では、屋外広告物の規制や植栽の整備・維持、沿道景観の誘導等により、シンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を図ります。                                                                                 |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-2        | ・県道東播磨港線および町道新島中央幹線沿道は、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、シンボルとなる道路沿道にふさわしいまちなみ形成を図ります。                                                        |                           |
|              |                         |     |      |                                                                                                                   | ⑥景観形成に関する方針  | －    | ADD        | ・その他の幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、良好な景観の形成を図ります。                                                                                             |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-3        | ・その他の幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、良好な景観の形成を図ります。                                                                                             |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-1        | ・その他の幹線道路沿道では、屋外広告物の規制や植栽の維持・整備、沿道景観の誘導等により、良好な景観の形成を図ります。                                                                                |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (3) ゆとりある農地、ため池景観       | －   | 6-7  | ・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、保全や環境整備を図ります。                                                                | ⑥景観形成に関する方針  | －    | 6-4        | ・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、土地利用の検討状況を踏まえつつ、保全や環境整備を図ります。                                                                                     |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-5        | ・農地やため池は住民がうるおいを感じる景観要素であり、住民との協働により、土地利用の検討状況を踏まえつつ、保全や環境整備を図ります。                                                                                     |             |                             |      |            |                                                                                                                                           |                           |
| 6 景観形成に関する方針 | (4) 河川、海辺景観             | －   | 6-8  | ・住民が水辺を身近に感じられるよう、施設、遊歩道等の維持・管理により川辺・海辺の景観を保全します。                                                                 | ⑥景観形成に関する方針  | －    | 6-5        | ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川の遊歩道の維持・管理により川辺の景観を保全します。                                                                                                         |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-6        | ・住民が水辺を身近に感じられるよう、喜瀬川の遊歩道の維持・管理により川辺の景観を保全します。                                                                                                         |             | ⑥景観形成に関する方針                 | －    | 6-3        | ・臨海部の身近な水辺空間である、漁港やフィッシャリーナは、引き続き施設の適正な維持・管理を行うとともに周辺美化に努め、海辺の景観を保全します。                                                                   |                           |